

	<h1>野火止小だより</h1> <p>学校地域教育目標 考え学ぶ子 仲よくする子 たくましい子 地域を愛する子 野火止小は保護者や地域と共にあるコミュニティ・スクールです</p>	<p>めざす学校像 -全ての児童が確実に伸びる学校-</p> <p>6月号 令和7年6月2日 新座市立野火止小学校 児童数 546名・学級数 21学級 住所 新座市野火止 4-9-1 TEL 048-477-1211</p>	<p>開校55周年!</p> 
---	--	--	--

水無月 エージェンシーを育む

校長 丹代 円

今月は、先にお聞きした、認定NPO法人国際子ども権利センター(シーライツ)代表理事 甲斐田万智子 氏の講演で取り上げられた「子どもの権利条約」について触れながら行ったお話朝会での講話を紹介します。

さて、皆さんは「こども基本法」という法律を知っていますか？令和5年4月に施行されたこの法律は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としてつくられました。この法律のもとになったのが、「子どもの権利条約」です。1989年に国際連合で採択されたこの条約は、1994年に日本政府も批准しています。この条約は、生きる権利や成長する権利、意見を表す権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、あらゆる搾取からの保護などの40項目からなり、世界中で多くの子どもたちの状況の改善につながってきました。とても大切なことなのに、こども基本法が施行されたのは2023年と20年以上が経っています。なぜこんなに時間がかかったのでしょうか。

この条約を批准した当時、日本では「子どもは大人から守られる存在」であり、子供には権利と同時に義務があるという考え方がありました。権利条約の子供の権利を守る義務が大人にあるということや、子供は「守られる対象であるだけでなく権利を持つ主体」という考え方にはなかなかならなかったのです。現在は考え方が変わり、こども基本法にも子どもの権利条約の4つの原則が含まれています。それは、①差別のないこと②子供にとつ

て最も良いことを第一にすること③命を守られ成長することができること④子供の意見を尊重することの4つです。特に今日はこの4つ目に注目してもらいたいです。「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します」と書かれています。ではどのように意見を伝えることができるのでしょうか。こども家庭庁には、「こども若者★いけんぷらす」というサイトがあります。また、新座市では今年から「新座市小・中学生議会」が再開します。2年に1回の参加となりますが、6年生の代表児童が参加します。6年生にはぜひ、様々な角度から自分たちの暮らしを見直して意見を出し、街づくりに参加してほしいと思います。野火止小学校では、のびゆくのびっ子プロジェクトのたくましい子の中に、「エージェンシーを育む」ことを入れています。クラスで学級目標を決めたり、クラブや委員会でもんなことをしたいか話し合ったり。普段の学習でもんなことがしたいのか皆さんの意見をもとに計画されて皆さんが主体となって進める活動が多くあると思います。毎日の生活の中で自分の権利も他の人の権利も大切に、自分たちの生活をより良くするために意見を出して取り組んでいく力をのびっ子の皆さんにはしっかりつけてほしいと思います。

きっと将来、今のびっ子たちがつけたこの力が、この地域を、社会全体をよりよくしようとする力につながっていくと信じています。

